

緊急通報装置レンタル事業の概要

【事業内容】

ひとり暮らしの高齢者などの家に、緊急通報装置を設置し、家庭での急病や災害等の緊急時に簡単に受信センターへ通報でき、通報を受けて迅速かつ適切な対応を行う事業です。緊急時や健康相談等に24時間対応し、利用者の日常生活上の不安を解消します。

【対象者】

居宅に固定電話が設置され、次のいずれかに該当する人

- (1) おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの人
- (2) おおむね 65 歳以上の寝たきりの人、またはこれに準ずると福祉事務所長が認めた人を含む 65 歳以上の人のみの世帯
- (3) ひとり暮らしの重度身体障害者等(年齢は問いません)
- (4) 同居する者が就労・就学またはやむをえない事情により外出するため、昼間または夜間に上記の(1)～(3)のいずれかに該当する状態になる者で、次の(ア)または(イ)のどちらかに該当する者。
 - (ア) 上記の状態になる頻度が 1 週間のうち 4 日以上、かつ 1 日 6 時間程度の世帯。
 - (イ) 福祉事務所長が必要と認める世帯。

【利用条件】

・協力員の登録

緊急時に状況確認などを行う近隣の協力員 2 名の登録が必要です。

ただし、協力員を 2 名用意することが困難な場合は、第 2 次協力員は不要です。

・協力員の対象者(条件)

第 1 次協力員は、15 分以内に駆けつけできる方(移動手段は問いません)

第 2 次協力員は、30 分以内に駆けつけできる方(移動手段は問いません)

【利用料】

生活保護世帯 月額 0 円

生計中心者の前年の所得税額が非課税世帯 月額 0 円

上記以外の世帯 月額 1,650 円

※ただし 1 月～6 月の利用料は前々年の所得税により決定します。

【申請書類】

次の書類を福祉事務所高齢・障害福祉係に提出してください。

- (1) 緊急通報装置レンタル申請書
- (2) 緊急通報システム協力員承諾書
- (3) 緊急通報システム承諾書
- (4) 回線利用承諾書(NTT アナログ回線以外の電話回線を利用の方のみ)
- (5) 同居者勤務状況等届出書(上記「対象者」(4)に該当する方のみ)

東大阪市緊急通報システム図

ひとり暮らし老人等

